公　告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第21条の規定に基づき公告する。

令和元年11月13日

大分県　佐伯土木事務所長　渡辺　輝光

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

第1　競争に付する事項

1	工　事　名	令和元年度 防安緊交安佐第1－2号交通安全工事
2	工　事　場　所	国道388号 佐伯市大字木立
3	工　期	197日間
4	工　事　概　要	延長　L＝224.0m　幅員　W＝6.0(9.75)m プレキャストL型擁壁設置L＝23m　排水構造物工　L＝593m 下層路盤工（車道部）　A＝224m2　上層路盤工（車道部）　A＝224m2 路盤工（歩道部）　A＝542m2
5	予　定　価　格	42,552,400円 （※予定価格×100/110= 38,684,000円）

第2　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の1から3のすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

1　企業

次の表において、(1)から(4)のすべての要件を満たしていること。

区　分		要　件	備　考
(1)	業　種	土木一式工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)
(2)	等　級	A等級に格付けされていること。	
(3)	許　可　区　分	特定又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第1号又は第2号
(4)	総合評定値(P点)	下記3の(2)のとおり	－

2　配置予定技術者

次の表において、(1)から(3)のすべての要件を満たす主任(監理)技術者を専任で配置できること。

(1)	国　家　資　格　等	上記1の(1)の業種に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号の資格を有すること。
(2)	監理技術者資格等	－
(3)	雇　用　関　係　等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

3　本店所在地等

次の表において、(1)の本店所在地に対応して、(2)の要件を満たしていること。

ただし、公告日前1年間に、大分県土木建築部から「契約後VE提案に関する優遇措置通知書(以下「優遇措置通知書」という。)」を受けている場合(工種は一般土木工事とし、認められた応札回数の範囲内に限る。)は、本店所在地にかかわらず、他の要件を満たしていれば、入札に参加できる。(※第3の5(1)の期間内に、佐伯土木事務所　総務課総務班へ優遇措置通知書(原本)を持参のうえ提出すること。)

(1)	本店所在地	佐伯土木事務所管内	臼杵土木事務所管内
(2)	総合評定値(P点)	－	893点以上

※(1)本　店＝建設業法に基づく主たる営業所

(2)総合評定値(P点)については、土木一式に係るものとし、審査基準日を平成29年10月1日～平成30年9月30日の間とする総合評定値通知書によるものとする。(合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、この限りでない。)

第3　入札手続等

1	担当部局	佐伯土木事務所　総務課総務班
		住所:　佐伯市長島町1－2－1(佐伯総合庁舎2階)
		電話:　0972－22－3171

2　設計図書の閲覧

(1)	閲覧期間	自　令和元年11月14日　　9時00分 至　令和元年11月27日　　17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム(https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp)による。	

3　公告等に対する質問

(1)	受付期間	自　令和元年11月15日　　9時00分 至　令和元年11月21日　　17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出先	佐伯土木事務所　総務課総務班	
(3)	方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ書面を持参し又は郵送(書留郵便に限る。)のいずれかの方法で提出すること。(任意様式)ただし、電送による提出は受け付けない。	

4　上記3の質問に対する回答
(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、電子入札システムにより閲覧に供する。)

(1)	質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)	
(2)	閲覧期間	自　(1)の回答をした日 至　令和元年11月27日　　17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(3)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム(https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp)による。	

5　競争参加資格証明資料(以下「証明資料」という。)の提出
入札に参加する者は、下記のとおり証明資料を提出すること。なお、作成方法は第6による。

(1)	提出期間	自　令和元年11月14日　　9時00分 至　令和元年11月22日　　17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る)による場合は封書にし、 佐伯土木事務所　総務課総務班へ提出すること。 (提出期間は、(1)に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。)

6　入札書の提出

(1)	提出期間	自　令和元年11月25日　　9時00分 至　令和元年11月27日　　17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、　令和元年11月27日　17時00分　までに、 佐伯土木事務所総務課総務班(佐伯総合庁舎2階)へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は、原則として1回とする。

7　入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)

(1)	提出期間	自　令和元年11月25日　　9時00分 至　令和元年11月27日　　17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、　令和元年11月27日　17時00分　までに、 佐伯土木事務所総務課総務班(佐伯総合庁舎2階)へ厳封のうえ、提出すること。

8　開札

(1)	予定日時	令和元年11月28日　10時08分
(2)	場所	佐伯土木事務所入札室(佐伯総合庁舎2階)
(3)	立会	開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。

第4　入札金額内訳書の作成等

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。(提出方法は、第3の7による。)
2	作成方法、審査基準等は、入札金額内訳書取扱要領によること。 なお、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」を参考とすること。
3	提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限る。
4	当該工事の請負者は、工事完成後、入札時に提出した入札金額内訳書と精算額が対照出来る工事費内訳書を、契約担当者に提出すること。

第5　最低制限価格又は低入札価格調査基準価格

本案件は、下記表のうち、○印を付した制度を適用する。

	区　　分	適用	備　　考
1	最低制限価格	○	
2	低入札価格調査基準価格 (失格基準有り)		

第6　証明資料の作成等

競争参加資格を有することを証明するため、第2に留意のうえ、証明資料を次のとおり作成し、提出すること。（※提出方法は、第3の5による。）

なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「証明資料作成における注意事項」を参照すること。

	証明事項	提出様式	添付資料
1	表紙	別記様式1	－
2	企業に対する要件等		
	(1) 総合評定値(P点)	別記様式2	・総合評定値通知書の写し(審査基準日が平成29年10月1日～平成30年9月30日の間で直近のもの。)
3	配置予定技術者に対する要件等		
	(1) 保有する資格等	別記様式3	・免許(監理技術者資格者証)等の写し ・健康保険被保険者証の写し等
4	本店等所在地		
	(1) 建設業法に基づく本店等の所在地	－	・直近の総合評定値通知書の写し
5	建設業法に基づく経営事項審査		
	(1) 有効な経営事項審査等	(別記様式2)	・直近の総合評定値通知書の写し

※1　添付資料については、上記のほか、競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

※2　提出様式(別記様式1、別記様式2、別記様式3)を提出しない場合(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む)には、競争参加資格がないものとして取扱い、入札を無効とする。

※3　提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

※4　添付資料は、兼ねることができる。

※5　提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限るものとし、PDF形式以外の形式(圧縮ファイル含む)で提出された場合は、入札を無効とする。
ただし、事前に発注者の承認を得て、大分県電子入札運用基準4.4-2で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合は除く。

※6　証明資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

※7　提出された証明資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。

※8　提出された証明資料等は、返却しない。

第7　入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)。
5	関連会社等の参加	本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。) なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 (ⅰ)資本関係 ①親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 ②親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 ③協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。 (ⅱ)人的関係 ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。 ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。 ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。 ・ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。 ・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。 なお、個人にあっては事業主、県外に本店を有する者にあって大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。 ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。 また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

第8　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第9の3(3)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。 提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、認定委員会の議を経たうえで、書面により回答する。 なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。

第9　その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	(1)入札保証金　免除 (2)契約保証金　納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2	開札の立会い	(1)入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。 (2)詳細は「大分県電子入札立会要領」による。
3	事後審査及び落札者の決定方法	(1)開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。 (2)入札終了後、入札参加者から提出された証明資料を最低価格入札者について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。(なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行う。) (3)(2)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 (4)落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。 (5)(2)の審査により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。
4	入札の無効等	公告に示した競争参加資格のない者のした入札、証明資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 また、この入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定 された場合(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の(1)から(4)のい ずれかに該当する場合)は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除 する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 (1)談合情報による落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合。 (2)談合情報によるすべての入札参加者(特定建設工事共同企業体にあってはその組合わせ)が入札結果と一致している場合。 (3)入札結果と談合情報による落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合。 (4)その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合。
5	再苦情申立て	第8の2の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を 経由し、知事に対して再苦情の申立てを 行うことができる。
6	その他	(1)資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。 (2)契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の2に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「証明資料作成における注意事項」3の(2)により取り扱うものとする。 ア　指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)。 イ　入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (3)契約担当者は、落札決定後に落札者が指名停止措置に基づく指名停止措置を受けた場合(要領に基づく指名措置要件に該当する場合に至った場合を含む。)において、指名停止措置が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。 (4)契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合(第7の2の場合を除く。)は、落札決定の取消しを行うものとする。 (5)契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合(第7の2の場合を除く。)は、契約の解除を行うことができるものとする。 (6)最低価格入札者、落札候補者、落札者及び契約者(以下「落札者等」という。)は、入札後に(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 また、(2)から(5)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。 (7)大分県契約事務規則第22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。 (8)落札者等には、共同企業体の各構成員も含まれる。

別添

証明資料作成における注意事項

	証明事項等	提出様式	注意事項
1	表紙	別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者(委任者)印を押印すること。
2	企業に対する要件等		
	(1) 総合評定値(P点)	別記様式2	第2の3の(2)に係る総合評定値(P点)について、別記様式2に記載すること。(審査基準日が平成29年10月1日～平成30年9月30日の間とするもので直近のもの。) なお、原則として、総合評定値通知書の写しの添付は省略できる。ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、合併(譲渡)時等経審に係るものとし、総合評定値通知書の写しを添付すること。 また、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札無効として取り扱う。
3	配置予定技術者に対する要件等		
	(1) 保有する資格等	別記様式3	第2の2に掲げる要件を満たしていることが判断できるよう配置予定の技術者の資格等を別記様式3に記載すること。 また、記載した事項について、競争参加資格を満たしていることが 確認できるよう免許(監理技術者資格者証)等の写し及び健康保険被保険者証の写し等を添付 すること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札無効として取り扱う。 実務経験証明書(建設業法施行規則第三条様式第九号に準じる)は証明印のあるものに限る。 また、「証明者」は、原則として使用者(法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人)でなければならない。 ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその旨を記載すること。
	(2) 複数の技術者を記載する場合	―	配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。 ただし、記載した技術者が公告第2の2に掲げる要件を満たしていない場合、若しくは、満たしていることが確認できない場合は、配置予定の技術者として認めないものとする。 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時(低入札価格調査を行う場合は落札決定の前)までに発注者に対し、その旨を記した書面(任意様式)を提出(開札後の書面提出は受け付けない。)すること。 なお、この場合の入札は無効扱いとする。 また、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。
4	本店等所在地		
	(1) 建設業法に基づく本店等の所在地	―	下記5の総合評定値通知書の写しにより、本店所在地を確認する。 なお、通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料(建設業法第11条の規定に基づく変更届出書写し等)を併せて提出すること。
5	建設業法に基づく経営事項審査		
	(1) 有効な経営事項審査等	(別記様式2)	開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を別記様式2に記載すること。 なお、原則として、総合評定値通知書の写しの添付は省略できる。 ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること。

※本案件に係る競争参加資格の確認については、公告等で明示したものを除き、開札予定日を基準として判断する。

別記様式1　　（用紙A4）

令和　　年　　月　　日

競争参加資格証明資料の提出について

大分県 佐伯土木事務所長 渡辺 輝光　　殿

住　　所
商号又は名称　　㊞
代表者氏名
（電子入札システムにより提出する場合、代表者印は省略可）

公告日：　令和元年11月13日
工事名：　令和元年度 防安緊交安佐第1－2号交通安全工事

上記工事に係る競争参加資格証明資料及び技術資料を下記のとおり提出します。
なお、公告に掲げる資格要件を満たすこと並びに資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

証明事項等（公告第2に係る競争参加資格）		提出様式名	添付資料
1	**企業に対する要件等**		
	(1) 総合評定値（P点）	□ 別記様式2	□ ・合併等に該当しないため添付省略 □ ・総合評定値通知書の写し（審査基準日が平成29年10月1日～平成30年9月30日の間で直近のもの。）
2	**配置予定技術者に対する要件等**		
	(1) 保有する資格等	□ 別記様式3	□ ・免許(監理技術者資格者証)等の写し □ ・健康保険被保険者証の写し等 □ ・その他(　　)
3	**本店等所在地**		
	(1) 建設業法に基づく本店の所在地	－	□ ・本店の所在地変更、合併等に該当しないため添付省略 □ ・直近の総合評定値通知書の写し □ ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し □ ・その他（　　）
4	**建設業法に基づく経営事項審査**		
	(1) 有効な経営事項審査等	(別記様式2)	□ ・合併等に該当しないため添付省略 □ ・直近の総合評定値通知書の写し □ ・その他（　　）

※提出する様式名及び添付資料について、□に✓(又は■)を記入すること。(「その他」の場合は、資料名称についても記入すること。)
なお、原則として、「総合評定値通知書の写し」の提出は省略できる。
ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること。

別記様式2　　（用紙A4）

企業に対する競争参加資格等

会社名：

(1) 総合評定値（P点）

土木一式工事に係る総合評定値（P点）を記入すること。

ただし、審査基準日を平成29年10月1日から平成30年9月30日とする総合評定値通知書のうち直近のものによる。

※総合評定値（P点）　　点

(2) 有効な経営事項審査等

直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日：（平成　　年　　月　　日）

②審査基準日：（平成　　年　　月　　日）

別記様式3　　（用紙A4）

配置予定技術者に対する競争参加資格等

会社名：

(1) 配置予定技術者の資格等

第2の2に掲げる競争参加資格に留意のうえ、配置予定技術者の資格等について記載すること。

<table>
<tr><td rowspan="2">配置予定技術者の氏名及び雇用年月日</td><td colspan="2" rowspan="2">主任(監理)技術者：</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>雇用年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法令による資格・免許</td><td colspan="2">資格：</td><td>名称</td><td></td><td>取得年</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="2">－</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td rowspan="8">－</td><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">－</td><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="5">－</td></tr>
</table>

※配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

別記様式4（単体の場合）

入札に当たっての注意事項

1　紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
（1）事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、大分県電子入札運用基準による。
（2）代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状（別紙様式）を提出すること。
（3）代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。

2　次の各号の一に該当する入札は無効とする。
（1）公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
（2）競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
（3）同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
（4）同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
（5）入札金額の訂正に訂正印のない入札
（6）入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
（7）入札金額内訳書取扱要領第7に掲げる審査基準に該当する場合
（8）郵送による入札
（9）関連会社が参加している者のした入札
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
（ｉ）資本関係
①親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
②親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
③協同組合等とその構成員（組合員）等の関係
協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
（ⅱ）人的関係
①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。
③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。
・ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。
・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。
なお、個人にあっては事業主、県外に本店を有する者にあって大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。
※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。
また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

3　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4　入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

5　入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等で入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ、申し出ること（※入札は無効として取り扱う。）。
なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。

6　入札金額内訳書の提出
（1）入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
（2）提出する入札金額内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式（PDF形式）で保存されたものに限る。
（3）入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第4　入札金額内訳書の作成等」、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」及び「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」に留意すること。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格等について

県では、低価格入札による工事品質の低下及び下請企業や労働者へのしわ寄せ等を防止する観点から、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)と低入札価格調査制度における失格基準(以下「失格基準」という。)を設けており、算定式は下記のとおりです。

入札に当たっては、上記趣旨を踏まえて、見積りを行い、適正な施工が確保できる価格により応札してください。

記

1. 最低制限価格及び調査基準価格算定式

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(\text{直接工事費} \times 97\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費等} \times 55\%)\} \times 1.10}{\text{設計額}}$$

2. 最低制限価格及び調査基準価格の適用範囲

予定価格の7．5／10から9．2／10までの範囲

3. 失格基準算定式(低入札価格調査対象工事が対象)

(直接工事費×87%+その他経費×70%)×1．10

4. 施行期日

令和元年5月17日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用する。

※最低制限価格の取扱い及び低入札価格調査実施要領については、県庁ホームページからダウンロードできます。

別紙様式（単体の場合）

委　任　状

今般都合により令和元年度 防安緊交安佐第1－2号交通安全工事の入札に関する

一切の権限を（氏名）　　に委任しましたので、連署をもってお届けします。

令和　　年　　月　　日

（受任者）住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

（委任者）住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

契約担当者
大分県　佐伯土木事務所長　渡辺　輝光　　殿

（参　考）

入札金額内訳書の作成上の留意事項

入札金額内訳書の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1　入札金額内訳書の記載内容について

（1）（土木関係工事）
閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。

（2）（建築関係工事）
閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。

（3）入札公告の際に入札金額内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記（1）又は（2）に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

（4）総合評価落札方式の場合には、技術提案に要する費用を含めた金額で入札することとし、入札金額内訳書にも技術提案の内容を反映させるとともに、記載例を参考に、必要に応じて項目を追加すること。

2　審査方法について

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

3　無効入札として取扱う基準について

落札候補者の入札金額内訳書が次の各号に該当する場合は、大分県契約事務規則(昭和39年3月31日大分県規則第22号)第27条第10号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

（1）　入札金額内訳書の全部又は一部が未提出の場合（入札公告等で指定したファイル形式（PDF形式）以外の形式で提出された場合は未提出とみなす。ただし、事前に発注者の承認を得て、大分県電子入札運用基準4.4-2で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合又は紙入札書（紙入札での参加について発注者の承認を受けたものに限る）に添付して紙で提出された場合は除く。）

（2）　入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合。

（3）　直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計（以下「金額A」という。）と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額（以下「金額B」という。）が一致しない場合
ただし、「間接工事費対象外（工事価格から控除）」がある場合、金額Aからスクラップ費等の売却費を控除した額と金額Bが一致すれば無効としない。

（4）　値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ費等の売却費などマイナス計上すべきものを除く。）

（5）　①（土木関係工事）
工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合
②（建築関係工事）
種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合

（6）　その他重大な不備がある場合

4　ファイルの保存形式について

入札金額内訳書のファイルは、PDF形式で保存されたものに限る。

※次ページ以降の記載例を参考にすること。
※内訳書提出の目的、取扱の詳細については「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」（県庁ホームページ　http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/kitei.html）を参照してください。

**県では、原則として落札候補者の入札金額内訳書のみを審査しています。
このため、落札候補者以外の入札金額内訳書については確認していませんので、入札結果で無効となっていないからといって入札金額内訳書に不備がないとは限りません。**

【入札金額内訳書の正しい記載例（土木関係工事）】

発注業種：土木一式工事
発注工種：一般土木（河川改良工事）
入札金額：**2,480,000円**（税抜）

商号又は名称	(株)▲▲▲建設工業
代表者　氏名	○○　○○

工事名	令和◇◇年度　×××第１－２号　河川改良工事

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					1,430,000	
1-築堤・護岸		1.00	式		1,430,000	
2-河川土工		1.00	式		1,430,000	
3-掘削工		1.00	式		1,430,000	
4-掘削（土砂）		1.00	式		1,430,000	
	バックホウ掘削積込 山積０．８m3（平積０．６m3） 岩塊・玉石混じり	1,300.00	m3	200	260,000	
	残土処理 岩塊・玉石混じり 運搬距離Ｌ＝　６km	1,300.00	m3	800	1,040,000	
技術提案	○○に対する課題				130,000	
直接工事費					1,430,000	
安全費			１式		80,000	
2-交通誘導員		1.00	式		80,300	
	交通誘導員 昼間勤務（交通要員無し）	1.00	式	80,300	80,300	
共通仮設費率分			１式		200,000	
共通仮設費計					280,000	
純工事費					1,710,000	
現場管理費			１式		600,000	
工事原価					2,310,000	
一般管理費			１式		170,000	
工事価格					2,480,000	
消費税相当額			１式		248,000	
工事費					2,728,000	
工事価格計					2,480,000	入札書記載金額
消費税相当額計			１式		248,000	
工事費計					2,728,000	

【審査基準該当例（土木関係工事）】

発注業種：土木一式工事
発注工種：一般土木（河川改良工事）
入札金額：**2,480,000円**（税抜）

商号又は名称	（株）▲▲
代表者　氏名	○○

【取扱要領第7の（1）】
内訳書を、入札公告等で指定されたファイル形式（原則としてPDF形式が指定される）以外の形式で提出した場合、無効

※発注者が、様式をExcelワークシート形式等で提供した場合であっても、必ず指定形式（PDF）に変換したうえで提出すること。

工事名	令和◇◇年度　×××第１－２号　河川改良工事

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費				1,430,000	
1-築堤・護岸	1.00	式		1,430,000	
2-河川土工	1.00	式		1,430,000	
直接工事費			①	1,430,000	
共通仮設費率分		1式		200,000	
共通仮設費計			②	280,000	
純工事費				1,710,000	
現場管理費		1式	③	600,000	
工事原価				2,310,000	
一般管理費		1式	④	200,000	
値引き				-30,000	
工事価格				2,480,000	
消費税相当額		1式		248,000	未記入であっても入札無効とはしません。
工事費				2,728,000	
工事価格計			⑤	2,480,000	
消費税相当額計		1式		248,000	未記入であっても入札無効とはしません。
工事費計				2,728,000	

【取扱要領第7の（5）①】
工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項

【取扱要領第7の（3）】
①＋②＋③＋④＝2,510,000円と
⑤＝2,480,000円が不一致であ

【取扱要領第7の（4）】
値引き、減額の項目が計上されている場合、無効

【取扱要領第7の（2）】
入札金額（2,480,000）と不一

【間接工事費対象外（工事価格から控除）を含む場合の入札金額内訳書　記載例（土木関係工事）】

発注業種：土木一式工事
発注工種：一般土木（河川改良工事）
入札金額：**10,500,000円**（税抜）

商号又は名称	（株）▲▲▲建設工業
代表者　氏名	○○　○○

工事名	令和◇◇年度　×××第１号　河川改良工事

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					5,470,000	
1-築堤・護岸		1.00	式		5,470,000	
2-河川土工		1.00	式		5,470,000	
	構造物撤去					
間接工事費対象外（工事価格から控除）					100,000	
	スクラップ費				100,000	
直接工事費				①	5,470,000	
準備費		1.00	式		127,000	
2-木根等処分費		1.00	式		127,000	
	伐採等作業費				127,000	
間接工事費対象外（工事価格から控除）					50,000	
	売却費				50,000	
共通仮設費率分			1式		699,000	
共通仮設費計				②	826,000	
純工事費					6,296,000	
現場管理費			1式	③	2,645,000	
工事原価					8,941,000	
一般管理費			1式	④	1,709,000	
工事価格					10,500,000	
消費税相当額			1式		1,050,000	未記入であっても入札無効とはしません。
工事費					11,550,000	
工事価格計				⑤	10,500,000	
消費税相当額計			1式		1,050,000	未記入であっても入札無効とはしません。
工事費計					11,550,000	

＜注意＞
直接工事費にスクラップ費は含めない

＜注意＞
共通仮設費計に売却費は含めない

【取扱要領第7の（3）】
①＋②＋③＋④＝10,650,000円と
⑤＝10,500,000円が不一致であるが、
「間接工事費対象外（工事価格から控除）」を控除すると、
①＋②＋③＋④＋控除額＝10,500,000円と
なり、⑤と一致するため、無効としない。